

「市制20周年記念ありがとう商品券事業」

特定事業者（取扱店）募集要項

1 事業の目的

物価高騰に苦しむ市民への支援として、また、総社市制20周年を記念し、市民のこれまでの支えに対する感謝の意味を込め、「市制20周年記念ありがとう商品券」（プレミアム付商品券）を発行することで、市内消費を積極的に喚起し、地域経済の活性化を図る。

2 市制20周年記念ありがとう商品券（プレミアム付商品券）について

（1）商品券の発行概要

- ・発行者 総社市
- ・発行予定総額 約9.8億円（プレミアム率40%）
- ・購入対象者 住民票が総社市にある者（令和7年6月1日～令和8年1月31日）
- ・販売価格 1冊5,000円（500円券×14枚綴り 7,000円分）
- ・購入限度 購入対象者1名につき2冊（14,000円分）まで購入可能
- ・販売期間 令和7年8月2日（土）～令和8年1月31日（土）
- ・使用期間 令和7年8月2日（土）～令和8年2月28日（土）
- ・換金期間 令和7年8月4日（月）～令和8年3月13日（金）（土日祝除く）

（2）商品券が使用できないもの

- ・たばこの購入
- ・出資、債務、振込手数料等の支払い
- ・国や地方公共団体等への支払い（税金、水道料金等の公共料金）
- ・有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、事業者が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業等において提供される役務
- ・特定の宗教・政治団体と関わるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・預金、投資信託、株式、保険などの金融商品

3 応募資格

総社市内に事業所を設けており、市と連携して事業の目的を達成できる事業所、法人及びその他の団体。ただし、商品券の使用対象とならない商品やサービス（上記2の（2））のみを扱う方及び次の各号に該当する団体等は登録できません。

- （1）税（国税、県税及び市税）を滞納している団体等
- （2）手形又は銀行取引停止処分がなされ、または支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- （3）差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- （4）破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等

- (5) 会社更生，民事再生の手続きについて申し立てがなされ，この手続きが終了していない団体等
- (6) 次に掲げる者が，支配人，無限責任社員，取締役，監査役若しくは，これらに準ずる地位に就任し，または実質的に経営等に関与している団体等
 - ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する者）

4 応募方法

(1) 募集期間

令和7年5月19日（月）から令和7年12月26日（金）まで（随時）

※1 令和7年6月16日（月）までに応募いただきますと，商品券購入対象の市民（約3万世帯）あてに送付予定の取扱店一覧表に掲載します。

※2 それ以降は，商品券販売所等で配布する取扱店一覧表や総社市ホームページ，市委託業者が作成する「市制20周年記念ありがとう商品券事業デジタルマップ」等により，市民に周知します。

(2) 応募方法

特定事業者登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入・押印の上，必要書類を添えて市役所（企業誘致商工振興課）にFAX，メール，郵送又は持参にてご提出ください。

なお，FAX，メールにてご提出の場合は，初回換金までに必ず申請書の原本をご提出ください。メールにてご提出の際は，メールアドレスの間違いがないよう十分お気をつけのうえ，件名に「市制20周年記念ありがとう商品券」の文言をご記入ください。

(3) 提出書類

①特定事業者登録申請書（様式第1号）

総社市ホームページからダウンロードしていただくか，市役所企業誘致商工振興課に配置しておりますので，適宜ご利用ください。

（市ホームページアドレス <http://www.city.soja.okayama.jp>）

※記入上の注意事項（記入例を参考にしてください。）

- ・特定事業者登録申請書に記入した代表者，振込口座等を基に，換金手続き用の請求書を市が作成しますので，換金請求を考慮し，慎重に記入してください。
- ・市内に店舗を複数持つ事業者の方は，**店舗ごとに申請書をご記入ください。**

②振込口座の通帳の写し

申請者と振込口座の名義を確認するためのものです。

③委任状（様式第2号）

申請者と振込口座の名義とが異なる場合に必要です。（同一の場合は提出不要）

※記入例を参考にしてください。

④基本情報提供書（様式第6号）

市民への周知広報にかかわる事業所の情報を記入してください。

※市民への周知広報を目的に、市の委託を受けた業者が特定事業所の皆様方とのやりとりに利用しますので、必ず日中受信可能な連絡先をご記入ください。

⑤特定事業者登録内容変更届（様式第5号）（変更がない場合、提出不要）

特定事業者としての登録後に申請内容（印、代表者、口座情報など）が変更になる場合、変更内容のみを記入して提出してください。

（4）提出先

総社市役所 産業部 企業誘致商工振興課分室

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号 庁舎6階604会議室

FAX：0866-92-8386

E-mail：premium@city.soja.okayama.jp

※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。

（5）登録料 無料

5 特定事業者（取扱店）の責務

- ・特定事業者として登録している期間中、市民のプライバシーを侵害することなく円滑に商品等が購入等できるようにしてください。
- ・ステッカー表示など、市民への広報業務
※商品券が使用できる店であることが明確になるよう、市から送付された「特定事業者登録証明書」（様式第3号）、「取扱店ステッカー」等をわかりやすい場所に表示してください。
- ・商品券と商品の引換業務（商品の販売業務）
- ・市への報告及び換金手続き業務

6 換金手続

- ・使用された商品券の券面金額を償還金として市が支払います。
- ・市から送付される換金手続用の請求書（様式第4号）に必要事項を記入し、取引済商品券を添付の上、市役所企業誘致商工振興課分室（庁舎6階604会議室）に提出してください。
- ・請求期間は令和7年8月4日（月）から令和8年3月13日（金）（土日祝除く）までです。
- ・償還金は指定された口座へ振り込まれます。（請求から概ね3週間程度）
 - ※1 期間内に随時請求してください。
 - ※2 請求期間を過ぎてからの請求は受けられませんので、必ず期間中に換金請求手続をしてください。

7 その他の注意事項

- (1) 登録後であっても申請内容に虚偽がある場合や応募資格に反した場合等には、登録を取り消し、取り消し後の換金手続きには応じられません。
- (2) 商品券の使用を見込んで、通常よりも価格を高く設定することを禁止します。
- (3) 使用期間を過ぎた商品券の受け取りはしないでください。
- (4) 市民が商品券で購入したものが、商品券の券額面を下回った場合において、つり銭は支払わないでください。

8 問い合わせ先

総社市役所 産業部 企業誘致商工振興課

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

TEL : 0866-92-8276 FAX : 0866-92-8386

E-mail : premium@city.soja.okayama.jp